

研修計画変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 殿

住 所：

[申請者] 氏 名：
電話番号：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

メールアドレス：

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（2）の規定に基づき研修計画の変更承認を申請します。

なお、第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

記

1 変更内容

①研修期間	当初計画	年 月 日～	年 月 日
	変更計画	年 月 日～	年 月 日

②研修内容	当初計画
-------	------

変更計画

③その他

就農予定時期	年 月	→	年 月
--------	-----	---	-----

2 変更理由

3 就農時に係る計画

[illegible]

- ※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合
 ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
 ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合
 ※4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
 ※5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）

4 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）※6

Patient Information	
First Name	
Last Name	
Address	
City	
State	
Zip	
Phone	
Age	
Gender	
Occupation	
Referral Source	
Medical History	
Presenting Complaint	
Past Medical History	
Past Surgical History	
Allergies	
Social History	
Family History	
Review of Systems	
Physical Examination	
Vital Signs	
Laboratory Tests	
Imaging Studies	
Diagnosis	
Treatment Plan	
Follow-up	

※6 別記1第5の1の(1)のイの(エ)の場合は、a及びbについて記載する。

5 計画を達成するための研修※⁷

①研修内容等

(変更前)

名 称		所 在 地	
専攻・営農部門		研修期間	年 月 日～ 年 月 日
研修内容			

(変更後)

名 称		所 在 地	
専攻・営農部門		研修期間	年 月 日～ 年 月 日
研修内容			

※⁷：研修先が複数の場合は，記入欄を追加して記入する。

②交付期間（準備型）

(変更前)

年 月 日 ～ 年 月 日

(変更後)

年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- 1 別添 1 研修実施計画（研修期間を延長する場合等）
- 2 別添 4 農業研修に関する確認書（研修期間を延長する場合等）
- 3 別添様式 3 連帯保証人調書（交付期間が変更される場合）
 - 以下を添付すること
 - ・連帯保証人 2 名の印鑑登録証明書
 - ・住民票（既に提出している場合は不要）
 - ・所得証明書等所得金額を証明する書類 等
- 4 別添様式 4 研修計画に関する参考資料
- 5 その他理事長が必要と認めるもの

研修計画審査結果通知書

み農振公第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

先に申請のありました研修計画については、審査の結果、承認されたので（不承認とされたので）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1第7の1の（1）に基づき通知します。

就農準備支援資金 交付決定通知書

み農振公第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

先に申請のあった就農準備支援資金については、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）別記1第7の1の（3）に基づき、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交 付 金 額 円
- 2 資金交付対象期間 年 月～ 年 月
- 3 資 金 の 返 還 裏面に記載
- 4 振 込 日 年 月 日
- 5 遵 守 事 項
 - （1）研修状況報告書を、半年ごとに、交付対象期間経過後1か月以内に提出しなければなりません。
 - （2）資金の受給を中止する場合は中止届を、研修を休止する場合は休止届を提出しなければなりません。
 - （3）資金の受給終了後、1か月以内に引き続き交付対象となった研修に準ずる研修を行なう場合は、継続研修計画を作成して承認申請しなければなりません。
 - （4）研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告書を提出しなければなりません。また、就農した場合は就農後1か月以内に就農報告を提出しなければなりません。
 - （5）交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名や居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届に住民票等を添えて提出しなければなりません。
 - （6）交付申請に関する証拠書類は、資金の受給が完了した年度の終了の翌日から起算して5年間保管しなければなりません。
 - （7）資金の返還となった場合、就農準備支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第30条に規定する支払期日までに資金の返還を行わなかった交付対象者は、延滞金額につき年10.95パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払わなければなりません。
 - （8）交付対象者は、法令の定めによるほか、実施要領の定めに従わなければなりません。

（裏面へ続く）

実施要領第5条に掲げる下記の事項に該当する場合は、受給した資金の一部又は全部を返還申請書（要領様式第2号）により返還しなければなりません。

（1）一部返還

ア 実施要綱別記1第5の（3）のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付し資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 実施要綱別記1第5の（3）のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

（2）全額返還

ア 実施要綱別記1第5の（3）のオに該当した場合

イ 研修終了後（研修中止後及び実施要綱別記1第6の1の（7）のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、実施要綱別記1第6の1の（7）のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

ウ 実施要綱別記1第5の（2）のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に実施要綱別記1第5の（1）のイの（エ）のaの農業経営を実現できなかった場合

エ 親元就農をした者が実施要綱別記1第5の（1）のオで確約したことを実施しなかった場合

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合

カ 交付期間（実施要綱別記1第7の1の（13）のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍（第2条のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しない場合又はその間業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、実施要綱第6の1の（7）のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間（実施要綱第7の1の（13）のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

キ 就農後、交付期間（実施要綱第7の1の（13）のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（実施要綱第6の1の（7）のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）に第6の1の（7）の報告を定められた期間内に行わなかった場合

ク 虚偽の申請等を行った場合

返還決定通知書

み農振公第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

先に申請のありました就農準備支援資金については、下記のとおり決定しましたので、返還願います。

記

- 1 返還額 円
- 2 支払期日
- 3 支払口座 ※通知時に記載

返還請求書

み農振公第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

令和 年 月 日付けみ農振公第 号で決定した就農準備支援資金については、
新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和 5年12月 1 日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)
別記1 第5の1の(4)に基づく返還条件に該当するので、次により返還願います。

記

- 1 交付金額
- 2 返還額
- 3 返還期日
- 4 返還理由
- 5 返還口座 ※通知時に記載。

返還免除承認通知書

み農振公第 号
令和 年 月 日

様

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

先に申請のあった就農準備支援交付金の返還免除については、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 7 の 1 の（9）の規定に基づき、承認したので通知します。

研修実施承認通知書

み農振公第 号
令和 年 月 日

殿

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

先に申請のありました研修実施申請については、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1第7の1の(13)に基づき承認されたので（不承認とされたので）、通知します。